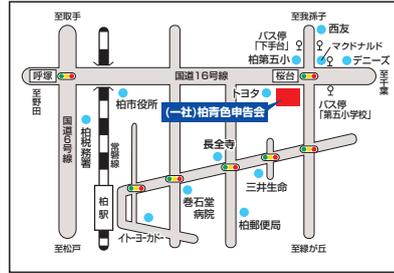


# 柏青色申告会



柏青色申告会の  
ホームページは  
こちら

■ 発行所／一般社団法人 柏青色申告会

〒277-0012 柏市桜台14-7 電話 04-7165-1191 FAX 04-7165-1192

柏青色申告会

検索

企画編集  
広報委員会

第84号 2026年1月発行

## 年末調整指導会のご案内 予約不要

<input type="checkbox"/> 柏青色申告会館 7165-1191	● 1月5日(月)～9日(金)・13日(火)・14日(水)・16日(金)・19日(月)・20日(火)
<input type="checkbox"/> 野田分室 7124-5691	● 1月5日(月)～9日(金)・13日(火)・14日(水)・16日(金)・19日(月)・20日(火)
<input type="checkbox"/> 関宿分室 7196-0993	● 1月5日(月)～9日(金)・13日(火)・14日(水)・16日(金)・19日(月)・20日(火)
<input type="checkbox"/> 我孫子・沼南分室 7181-2808	● 1月5日(月)・7日(水)・14日(水)・19日(月)

※指導時間は各指導会場にお問い合わせください

※お越しいただいた方から順番にお受けいたします。状況によってお待ちいただく場合があります。

## 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により「年収の壁」問題への取り組みとして所得税の「給与所得控除と基礎控除の拡大」「特定親族特別控除の創設」が実施されます。これらの改正は令和7年分の年末調整や確定申告から適用されます。

### ●基礎控除

48万円から最大95万円に引き上げられます。

### ●給与所得控除

最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

### ●特定親族特別控除

所得58万円超123万円以下である場合に控除を受けることができます。(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下)

※所得85万円超123万円以下は控除額が段階的に減額(給与収入のみの場合150万円超188万円以下)

※所得58万円以下の場合従来の特典扶養親族の控除を受けることができます。

### ●扶養親族等の所得要件

48万円以下から58万円以下に引き上げられます。(給与収入のみの場合103万円以下から123万円以下に引き上げ)

※配偶者と19歳以上23歳未満扶養親族は特別控除あり

令和7年分の年末調整では改正内容が多数となるため、国税庁ホームページでご確認いただくか、年末調整指導会をご利用ください。



国税庁ホームページ《年末調整がよくわかるページ》



※所得税・消費税確定申告個別記帳指導会の予約の受付が始まっています。  
柏青色申告会館は3月も完全予約制になりますので予約をお願いいたします。

青色申告会は皆様の会費と役員をはじめボランティアの方々に支えられて活動しております。

閉館のお知らせ

我孫子・沼南分室

我孫子・沼南分室は、

令和8年3月31日(日)をもって閉館させていただくこととなりました。

長きにわたりご利用いただき、心より感謝申し上げます。

また、令和8年分の確定申告につきましては、

詳細が決まり次第、会報にてあらためてご案内いたします。

令和7年度納税表彰

令和7年度納税表彰受彰者は左記の通りです。いずれの方も永年にわたり青色申告会の発展に寄与されました。心よりお祝い申し上げます。

〔署長表彰〕

外館 弘道氏  
宇佐見 稔久氏

〔署長感謝状〕

渡来 斉氏



署長表彰



署長感謝状

税を考える週間

(11月11日～17日)

中学生の「税についての作文」

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会では、全国の中学生の皆さんから「税についての作文」を毎年募集しています。

これは、将来を担う中学生の皆さんが、税に関することを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくことを目的としているものです。

本年は柏青色申告会会長賞として  
柏市立柏第四中学校  
第三学年 松井 乙未さんが表彰されました。

百三万の元とは、  
柏市立柏第四中学校 第三学年 松井 乙未  
私はこの数年間で百三万の壁という言葉を耳にしました。その言葉が税金の何かについての言葉だということは知っていましたが、詳しくは何も知らなかった。今年から改正される百三万の壁、同じ様な金額の壁について調べました。また、二〇二五年からは百三万という金額が引き上げられるらしいのでそれも調べていきます。  
まず、百三万の壁とは、給与所得者の年収が百三万を超えると所得税がつく税法上のポイントです。そのポイントを超えると、超えた分の金額に税率五パーセントを乗じた金額が課税されます。その理由は、基礎控除で四十八万円、給与所得控除の五十五万円の合計が百三万円だからです。他にも金額の壁には様々な種類があり、それぞれ、九十八万の壁、百三十万の壁、百六万の壁とかがあります。九十八万の壁は、九十八万を超えると、住民税に比ると少額です。百六万の壁は、労働者の五十一人以上以上、週二十時間以上労働している人の場合、年収が百六万円を超えたときに厚生年金保険、健康保険に加入しなければならなくなり、その税金を自己負担しなければならなくなります。では、なぜ最近になり百三万の壁について言われるようになったのか。その理由は、主に、物価や賃金が上昇しているのにも関わらず九十五年から変わらず百三万円から所得税がつくため、その壁を超えないようにするために働く意欲のある人でも働く時間を減らしてしまうからです。そのため、人手不足などが深刻化してきます。また、一定の年収を超える人と配偶者手当が貰えなくなりました。つまり、このような様々な問題を抱えている百三万の壁は、最近の議論されている課題であり、二〇二五年からは、百三万円から最大百六万円に引き上げられます。これにより、百三万の壁を気にしていた人たちが気にせず好きなように働けるようになります。ですがそのくらい手取りが増えたのかというと、実はほとんど変わっていません。一か二万円程度手取りが増えるらしいです。  
将来的には、この百三万円の壁は、どんなに変わらなくても、減らなくても、この数年の物価高が収まらない限り、いつかまた百三万円の壁のように国民の生活を苦しめる時代が来ると法律は変わらなくても、かわらないかです。将来的には私達も社会に出て働きます。その中で私たちがどのように法律や、このような課題に向き合っていくべきかを考えていきたいと思います。

■ 素晴らしい原稿は当会HPもしくは各事務所で読みいただけます。

2026年度 研修旅行 6月23日(火)実施予定  
詳細は次回の会報でお知らせいたします。